連合北海道労働相談センター/連合北海道札幌地区連合会札幌圏雇用センサス 2022年9月の相談状況

「自らを守るのは知識です!おかしいなと思ったらまず相談を」

1. 2022年9月の相談状況

(1)相談件数について

[相談者数の推移 対前月比及び前年同月比]

項目 年月	相談者(人)	相談件数(件)	一人当たり相談件数(件)
2022年9月	22人	3 4 件	1.55件
2022年8月	25人	41件	1.64件

資料-1「2022年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

資料-2「2022年9月 相談者数(雇用形態・男女、業種別)」

資料-3「2022年9月 相談件数(雇用形態別)」

相談者数は22人、相談件数は34件、一人当たり相談件数は1.55件となっています。前月対比では、-3人・-7件となり、一人当たりの相談件数は-0.09 Pとなっております。

(2) 雇用形態別 相談者数・相談件数・一人当たりの相談件数 [雇用形態別 相談者数(人)]

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	3	1	2	1	1	0	0	2	1 0
女	4	1	4	1	0	0	1	1	1 2
計	7	2	6	2	1	0	1	3	2 2

〔雇用形態別 相談件数(件)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	4	2	2	2	1	0	0	2	1 3
女	1 0	2	5	1	0	0	2	1	2 1
計	1 4	4	7	3	1	0	2	3	3 4

資料-2「2022年9月 相談者数(雇用形態・男女、業種別)」

資料-3「2022年9月 相談件数(雇用形態別)」

相談者22名のうち男性は10名、女性は12名です。雇用形態では正規職員数は7名で、非正規職員数は15名となっています。また、相談件数におい

ては、合計34件で男性13件、女性21件となりました。雇用形態別では、 正規職員が14件、非正規職員は20件となっています。

(3) 業種別・雇用形態別 相談者数について

〔業種別及び雇用形態の相談者の分布〕

		77.17.	יטאנית		· · · ·		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
雇用形態業種	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	人数	件数	一人/
A 農林水産業											11 30
B鉱業・採石業											
C建設・設計・重機業				1					1	2	2.00
				1			4				
D食品製造業							1		1	2	2.00
E その他製造業											2.00
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT 業	1								1	2	2.00
H 交通業	1								1	1	1.00
Ι 陸運・倉庫業											
J 卸・小売・飲食店			4						5	5	1.25
K 商品斡旋・リース業		Ì									
L 金融·保険業								1	1	2	2.00
M 不動産業											
N 医療・保健・医療品業	1	2							З	8	2.67
0 社会福祉・介護業				1					1	1	1.00
P ビル管理・警備業											
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業											
S 会計・行政・法律事務所	1								1	2	2.00
T 宿泊·娯楽業											
∪ 複合サービス業											
V その他サービス業	2		2		1			1	6	8	1.33
W 廃棄物処理業											
X 公務・公共サービス											
Y 分類不能・その他	1							2	3	3	1.00
合 計	7	2	6	2	1		1	3	22	34	1.55

資料-4「2022年 業種別 相談者数 月別集計」資料-5「2022年9月 相談件数(業種別)」

業種別相談者数及び相談件数は、「その他サービス業」「卸・小売・飲食店」 「医療・保険・医療品業」の3業種が多い傾向にあります。

(4)相談内容について

[相談内容と雇用形態の分布]

	正礼	土員	契	約	ノペー	- F	アルハ	ベイト	嘱	託	季	節	派	遣	不	明	合	計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合						1									1		1	1
契約		3	1	1		1								2			1	7
賃金	1	1	1			1											3	2
時間	1	1			1				1								3	1
雇用	1	1						1									1	2
退職		1																1
保険																		
安全																		
差別	1	3		1		1											1	5
その他					1	1									1	1	3	2
合計	4	10	2	2	2	5	2	1	1					2	2	1	13	21

資料-3「2022年9月 相談件数(雇用形態別)」

資料-6「2022年 月別集計 相談件数(相談項目別)」

寄せられた相談内容を見てみると

「労働契約関係」 8件(その他4件、就業規則・雇用契約3件、

配転・出向・転籍1件)

「差別等」 6件(嫌がらせ・パワハラ5件、セクハラ1件

「賃金関係」 5件(その他4件、賃金未払・控除1件)

「その他」 5件(その他5件)

「雇用関係」 3件(解雇・退職強要・契約打切り2件、休業補償1件) 「労働時間関係」 4件(週40時間・長時間労働2件、年次有給休暇1件、

その他1件)

「退職関係」 1件(退職金・退職手続き1件)

相談件数合計 34件

相談内容は、全体的に広く分布しており、特別に偏った傾向は見られませんが、「差別等」の特に嫌がらせやパワハラの相談が多い傾向を示しております。

(5) 相談における違法状況について

〔項目別違法件数の分布〕

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働契約関係	5件	62.5%	8件
差 別 等	3件	50.0%	6件
賃 金 関 係	1件	20.0%	5件
雇 用 関 係	1件	33.3%	3件
そ の 他	1件	20.0%	5件
労働時間関係	0件	0.0%	4件
退職関係	0件	0.0%	1 件
保 険 ・ 税	0件	0.0%	0件
労働安全衛生	0件	0.0%	0件
労働組合関係	0 件	0.0%	0件
総数	11件	32.4%	3 4 件

資料-3「2022年9月 相談件数(雇用形態別)」

資料-7「2022年 月別集計 違法件数(相談項目別)」

21名から寄せられた34件の相談件数のなかで、違法と判断される件数は11件です。そして違法率は、32.4%という状況です。相談項目で違法と判断されたのは、「労働契約関係」「差別等」「賃金関係」「雇用関係」「その他」の5項目となりました。

2. 2022年9月の雇用情勢

2022年9月は、前月と比較すると人数・件数ともに減少傾向にありますが、月ごとの増減の範疇であると思われます。よって、当月の件数減少により雇用情勢が改善されたということではないと判断されます。

経済分野では、円安や国内外の情勢により、物価高が進んでおり、労働分野においても徐々に影響が出てきております。今後、この円安と日本の低賃金がもたらす問題が様々な分野で発生してくると思われますので労働相談にもその影響が出てくると思われます。

9月の特徴的な相談事例を解説すると、

①のケース→

法改正により10月施行となっている短時間労働者の雇用保険及び厚生年金の加入要件の変更に伴い、それまでの労働時間や賃金を継続した場合企業側の負担が増えることを理由とした労働条件の不利益変更(労働時間の削減)を提案され、その提案に応じなければ首を切られると思い込み同意してしまい最

近になり生活が困窮してきた。という相談。

②のケース→

年俸契約の社員が年俸決定の面談時に、会社社長から2度にわたり労働条件の不利益変更の強要を受けたが、会社の強要を受け入れなければ解雇されると思い込み、同意ののち契約書にサインしてきた。しかし、その理由は、「お前は新人以下の仕事しかしていない」というもの。そもそも、仕事が減った原因は会社からの指示によるもので、以前行っていた仕事を取り上げられたものである。そして、10月に今年の面談時期が来るが、その前に社長から「お前は使えない」「仕事をしていないので賃金を下げる」などとされ退職強要してきている。このままでは面談時にさらなる減額が通告されそうだが、どう対応したらよいかという相談。

この2件の相談に言えることは、最初に提案された段階で当センターに相談していれば、労組対応などで不利益変更を是正されることは可能でした。加えて、2件目のケースは賃金引下げの合理的理由は存在しておらず、同意する必要は全くありませんでした(ただ、3度目の一方的引下げは労組対応が可能なので、今一度連絡を貰うことになっている)。

しかし、どちらのケースも相談時にはすでに不利益変更を受け入れているので、不利益変更を撤回させるのは殆ど無理な状態と言わざるを得ません。

会社からの提案や強要に対し、どのように対応できるのか、そして自らを守るにはどうしたらいいのか。について日ごろから労働者の権利を学ぶことは重要です。それが無理であるなら、せめて安心して相談できる窓口を知っておくべきです。そこに相談することで権利を守ることはできます。

また、相談内容の全般で見られる傾向としては、職場に労働組合があれば、なんなく解決できる事案が散見されます。

働く者の権利を守るためには、労働組合が必要であるということを再認識しなければいけません。社外の個人でも加盟できる労働組合に加入し交渉を行うのも一つの方策ですが、今の状況こそ、職場に労働組合を作るチャンスでもあります。そのことを強く意識し、職場の仲間づくりをしようではありませんか。そこから明るい未来が切り開ける可能性は十分にあります。

いずれにしても、ひとりで悩まず、まず相談を!北海道労働相談センターへお電話下さい!